

第2次袋井市総合計画 後期基本計画

- ・ 序
- ・ 第1編 基本構想
- ・ 第2編 基本計画（第3章以外）
（最終案）

※第5回総合計画審議会以降の変更部分は
赤字で着色
（「財政計画」については着色無し）

令和2年11月
袋井市

（企画財政部 企画政策課 企画係）

序

第1章 計画の意義と特徴

総合計画とは、市と市民が目指すべき**まち**の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を定めた市の最上位の計画です。

本市の**まち**の将来像の**実現に向け**、まちづくりを進めていく上では、子育て、教育、**健康づくり**、医療、福祉、産業、**危機管理**、**地域づくり**等の多岐にわたる分野について、多様な施策を実施していく必要があります。

また、実施される施策間で矛盾が**生じないよう**整合性をとるとともに、行政をはじめ市民、**各種団体及び企業**など、**本市に関わる様々な主体の連携・協働**の下、施策に取り組んでいくことが**不可欠**です。

本市では、旧袋井市と旧浅羽町との合併後、**平成18年度（2006年度）**に第1次袋井市総合計画を策定し、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」を**まち**の将来像に掲げ、**その実現に向けて様々な施策を展開し、未来につながる豊かなまちの基盤を整えてまいりました。**

一方、**少子高齢化や人口減少の急速な進展をはじめ、来るべき「人生100年時代」や「超スマート社会（Society5.0）」、新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会やひとの暮らしのあり方・価値観は、刻々と変化していることから、社会の転換期に対応した仕組みづくりが急務**となっています。

こうした**時代の潮流**を的確に捉えながら、**未来に向けたまちづくりを着実**に行うため、**下記に掲げる3つの役割を持つ第2次袋井市総合計画を策定**しました。

● **市の最上位計画であり、新たな市政の方向性を指し示す”**

まちづくりの羅針盤”

● **市民と行政が協働したまちづくりを実践する基礎となる”**

協働の行動指針”

● **政策評価と連動してまちづくりの達成状況を測る”**

進行管理のものさし”

【総合計画の3つの役割】



○まちづくりの羅針盤

価値観の多様化に加え、国が進める地方創生の取組により、地方や地域の独自性がまちづくりに求められるようになっていきます。

そのため、地域固有の資源を活かした誰もが豊かさを実感できるまちの実現に向け、目指すべきまちの将来像を描き、市政の方向性を指し示す「まちづくりの羅針盤」としての役割を担います。

○協働の行動指針

少子高齢化により、まちづくりの担い手減少が見込まれる中、行政のみならず市民や各種団体、企業等の様々な主体が連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。

そのため、様々な主体が対話や交流を重ね、目指すべきまちの将来像や基本目標を共有するとともに、相互理解や尊重、共感を大切にし、協力し合う関係を生み出していく「協働の行動指針」としての役割を担います。

○進行管理のものさし

本計画で指し示した市政の方向性は、具体的な施策として毎年度予算化され、実施されます。その施策の成果をできる限り客観的に分析・評価し、次の施策へと活かしていくことが必要です。

そのため、市民、各種団体及び企業等の様々な主体に対し、分かりやすい指標を示すとともに、各施策の実施状況や目標に対する達成度等を測っていく「進行管理のものさし」としての役割を担います。

第2章 計画の構成と期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を展望した本市のまちづくりの目標とそれを実現するための施策を明らかにするものであり、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

1 基本構想

基本構想は、令和7年度を目標年次として、袋井市の「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標」を定めるものです。

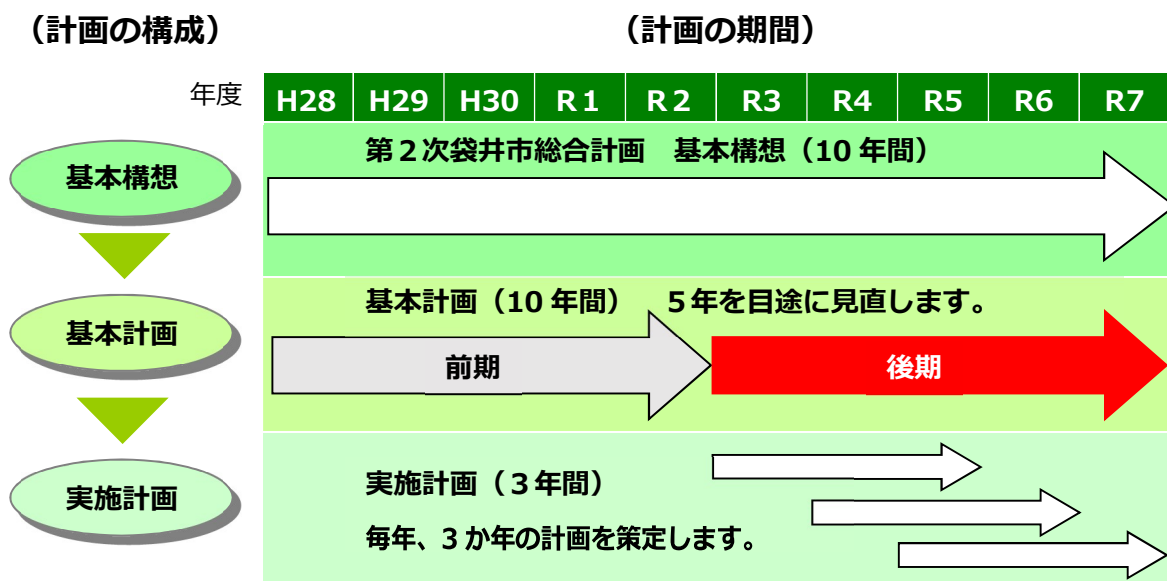
また、市民と行政の協働の下で進める市政の最高理念となるものです。

2 基本計画

基本計画は、「基本構想」で示されたまちづくりの実現を目指し、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものです。計画期間は10年とし、5年を目途に見直しをします。

3 実施計画

実施計画は、「基本計画」で示された施策を実現するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の行財政運営を具体化するものです。この実施計画は、社会経済の変化に対応できるよう毎年3か年を計画期間として、ローリング方式により策定します。



第3章 時代の潮流と取り組むべき方向性

近年、社会、経済及び人の暮らしを取り巻く環境は、様々な面で大きく変化しています。

そのため、次のとおり本計画において、留意すべき時代の潮流と本市が取り組むべき方向性を整理します。

1 人生100年時代の到来に対応したまちづくりの推進

医療分野での技術革新の進展や健康意識の高まり等から、我が国の平均寿命は延び続けており、多くの人々が100歳まで生きる「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。100年という長い期間を生きようになり、長くなる人生をより充実したものとしていくためには、一つのスキル、あるいはごく一般的なスキルだけではなく、変化する状況に応じて新しいことを学び、新しいスキルを身につけていくことが必要です。

このことから、人生設計やキャリア形成の在り方は大きく変質し、教育・就職・引退（余生）の一直線型から複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むマルチステージ化に変わっていくとされています。

そのため、誰もがいつでも主体的に学び直し、新しいことにチャレンジできる体制づくりに加え、本市の一番の強みである「互助」の力、すなわち「市民力」をベースとして、そこで得た知識や経験を社会や地域に還元していく仕組みづくりに取り組んでいくことが急務となっています。

2 様々な災害や感染症に強いまちづくりの推進

近年、我が国では、地球温暖化の影響に伴い、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨や台風等による甚大な災害が多く発生しています。

また、従来から発生が予測されている南海トラフ巨大地震や原子力災害に加え、令和元年に全世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症など、市民の生命や財産を守る災害に強く誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。

そのため、災害での被害を最小限に抑えるためには、平常時から災害に備えることが重要であることから、「公助※」のみならず、本市の持つ「市民力」を基礎として、自分自身や家族の命と財産を守るための「自助※」、そして自分自身や家族の安全を確保した上で近所や地域の方々と助け合う「共助※・互助※」の意識をより高めていくことが必要です。

さらに、災害が発生した場合においても、速やかな復元を図ることができるよう、まちづくりを進めていくことが重要です。

- ※自助…自発的に生活等での課題を解決すること
- ※互助…家族や友人等の身近な関係を持つ人同士で助け合うこと
- ※共助…地域や社会の仕組み等の中で助け合うこと
- ※公助…国や自治体等が支援すること

3 デジタル化の進展に対応したまちづくりの推進

技術革新の著しい進展により、A I※、I o T※、ロボット及びビッグデータ※等の新たな技術を様々な分野に取り入れることで実現する「超スマート社会（Society5.0）」が現実のものとなりつつあります。「超スマート社会（Society5.0）」とは、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会であり、地球温暖化や経済格差拡大など、様々な地球規模の課題を乗り越え、多様な主体が持つ個性を活かして社会に貢献できる包摂的な社会の実現が期待されています。

そのため、利便性向上やコスト削減の観点から、地方自治体においても、教育や健康づくり等の様々な施策でI C Tの活用を加速化させるとともに、A IやR P A※等を活用し、事務処理の自動化や標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する「スマート自治体※」への転換が求められています。

本市においても、利便性が高く質の高い暮らしの実現に向け、産業分野をはじめ、健康づくり、教育等の様々な分野で積極的に活用していくことが必要です。

※A I（Artificial Intelligence）…人工知能、すなわち、人間の知能の一部について、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの

※I o T（Internet of Things）…「身の周りのあらゆるモノにセンサーが組み込まれることで、直接インターネットにつながる仕組み」のこと

※ビッグデータ…従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと

※R P A（Robotic Process Automation）…パソコン等のコンピューターを使って人が行っていた業務や作業を自動化する技術のこと

※スマート自治体…A IやR P A等のデジタル技術を活用して効率的に行政サービスを提供する自治体のこと

4 多様性を活かしたまちづくりの推進

誰もが豊かさを実感し、成熟した社会やまちとなっていくには、多種多様な人材の持つ個性や特性等の能力を活用し、生産性を高めるとともに、新たな価値創出や課題解決につなげていくことが不可欠です。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少をはじめ、育児や介護との両立、外国人※人口の増加など、ライフスタイルや働き方のニーズは多様化していることから、働く人の個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現に加え、働く人一人ひとりが、やりがいを持ち、自ら望む形で就労できることが必要です。

そのため、本市においても、性別、年齢及び国籍等の属性にかかわらず、誰もが個々の考え方や希望、価値観が受容・尊重され、居続けることができる、そして生涯にわたり主体的に活躍できる社会・地域の仕組みづくりが求められています。

※本計画における「外国人」は、外国籍の方に加え、外国にルーツを持つ日本国籍の方で外国籍の方と同様の課題を抱えている方についても対象としている

5 変化の激しい時代に対応できる教育の推進

来たるべき「人生100年時代」においては、人生のマルチステージ化（複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むこと）など、人生設計・キャリア形成の選択肢が多様化するとされていることをはじめ、グローバル化（社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模でその結びつきが深まること）や情報技術が今後ますます進展していくことで、社会構造や雇用環境は大きく変化し、職業の在り方等も現在とは大きく変わっていくとされています。

そのような変化の激しい時代を生き抜いていくためには、「自立力」と「社会力」を兼ね備えた子供の育成が必要であることから、ICTの活用等による「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育が求められています。

本市においても、ICTの積極的な活用に加え、令和2年度から全面スタートとなった「幼小中一貫教育」の実施を通じて、好奇心や協同性、頑張る力等の「非認知能力」や「思考力」の育成を進めていくことが大切です。

6 地域固有の資源を活かしたまちや地域の活性化

近年、国では、東京圏への人口一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする「地方創生」の取組が進められています。その中で各自治体や地域は、固有の資源を活かし、魅力あるまち・地域づくりを行っていくことが求められています。地域に存在する豊かな自然や使用する言葉、お祭りや行事、歴史的な建造物やまち並み、景観、伝統工芸等の歴史・文化に加え、スポーツや芸術等の新たな文化を創造する取組は、それぞれが独自の価値を持つだけでなく、地域住民の地域への誇りや愛着を深め、地域を活性化していく上で重要な役割を持つものです。

本市においても、田園風景等の豊かな「農資源」や遠州三山をはじめとする「古刹」、ラグビーワールドカップ2019を通じて育まれた国際交流や市民活動など、本市の個性を彩る地域資源が数多くあることから、これらの資源を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

7 SDGsを踏まえたまちづくりの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すための世界共通の行動目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

その内容は、健康や教育、環境、パートナーシップなど広範な分野にわたっており、その達成に向けて積極的に取り組んでいくことが社会的責務となっています。

国においても、総合的かつ効果的に推進するため、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置するとともに、2020年には「持続可能な開発目標(SDGs)アクションプラン2020」を決定するなど、その実現に向けては国をはじめ、地方自治体、各種団体及び企業等の様々な主体が連携し、総合的に取り組むとともに、地方創生と一体的に推進していくこととしています。

また、SDGsの視点を取り入れたまちづくりを推進するため、政策の意思決定プロセスや行政運営においては、環境や社会、ガバナンス(統治)という3つの観点を踏まえて実施していくことが求められています。

本市においても、包括的に持続可能な社会を目指すSDGsの目的や考えは、まちの将来像として掲げる「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」と合致するものであり、各施策との関連性等を整理して取り組んでいくことが必要です。

8 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化への対応

令和元年度(2019年度)に中国で発生し、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は、健康や医療のみならず、移動制限やサプライチェーン※の寸断等による経済への打撃や企業活動の停滞、外出自粛や行動変容が求められたことなど、社会や人の暮らしに大きな影響と変化をもたらしました。

新型コロナウイルスの感染を予防しながら生活していく「Withコロナ」社会では、感染予防の推進や適切な感染予防行動がとれる体制づくりと並行して地域経済の回復に向けた取組を進めていくなど、「リスクと共生する社会」の中での対応が求められています。

また、在宅など普段の職場とは異なる場所で仕事をする「リモートワーク」やリゾート地や地方等で働きながら休暇も取得する「ワーケーション」といった新たな働き方が

注目されています。社会のデジタル化が進み、働く場所を選ばない時代においては、魅力的なまちが「暮らしたいまち」、「暮らすまち」として選ばれるようになると考えられるため、

まちの利便性や暮らしの質など、魅力を向上させていく取組が必要となっています。

※サプライチェーン（supply chain／供給連鎖）…原料調達から製造、物流、販売まで、商品が消費者に届くまでの一連の流れのこと

9 新たな時代に向けた自治体・地域が担う役割の変化に向けた対応

変化の速い現代においては、年単位でのスケジュールで動く、あらかじめ全てを決めておくといった従来型の行政運営では、時代のスピードに合ったまちづくりを進めていく上で限界があります。

そのため、利便性に富み質の高い暮らしができるまちづくりを行うには、短期間で実装と改善を繰り返し、不具合や改善点を発見して修正を加えながら完成形を目指す、**環境の変化に即しつつスピード感を重視した行政経営を進めていくことが有効**であり、本市においても、適度な「まちの規模感」を活かして**取り組んでいくことが必要**だと考えられます。

また、ライフスタイルの多様化や人口構造の変化により、人と人との「つながり方」は大きく変化しており、「互助」等の地域の支え合いの仕組みなどを高めていくためには、住民や企業をはじめとした様々な主体の地域づくりへの自律的な参画を促すことができるコミュニティや地域活動の構築が必要となっています。

これに加え、今後、人口減少及び高齢化が進展していくことに伴い、地域づくりの担い手の減少や組織の弱体化等が生じ、公・共・私それぞれの暮らしを維持する力が低下することが考えられるため、自治体の役割を様々なサービス提供を直接行うことから地域内での支え合いなど「互助」の仕組みづくり等を支援する、**様々な主体がつながる基盤を創ること**へと転換し、3者の新たな「公共私の協力関係」を構築すべきとされています。

このページに
印刷はありません

第4章 市政に対する市民ニーズ

1 市民意識調査の目的

市民意識調査は、総合計画に位置づけた取組に係る市民ニーズの把握を目的として、行うもので、ここでは、令和2年（2020年）7～8月に実施した調査結果（満足度・重要度）について、次のとおり取組ごと点数化した合計値を回答人数で除して数値を算出し、表の縦軸に満足度、横軸に重要度を置き、4区分に分けて表示しています。

（調査点数表）

点数	満足度	重要度
1.0	満足	（重要度が）高い
0.5	やや満足	（重要度が）やや高い
-0.5	やや不満	（重要度が）やや低い
-1.0	不満	（重要度が）低い

（調査の概要）

○調査対象者・人数

市内在住18歳以上の男女
3,000人

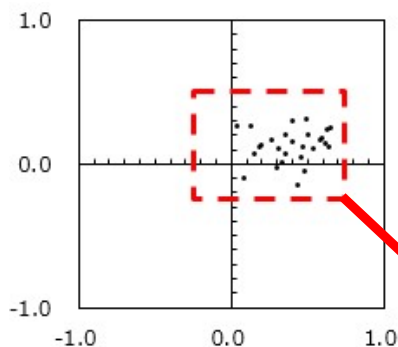
○調査期間

令和2年7月30日～8月17日

○回答者数 ○回答率

1,198人 39.9%

（表の見方）



0.25 を区分ポイントに設定し、左の絶対評価の中間値（0.00）の表を再編して次の表にしています

（成果検証）

○重要度：0.25 未満
○満足度：0.25 以上
重要度は低いが、満足度は高いことから、あり方や必要性の検証が必要です。

（継続推進）

○重要度：0.25 以上
○満足度：0.25 以上
重要度及び満足度のいずれも高いことから、現在の水準を下げないよう、継続的な取組が必要です。

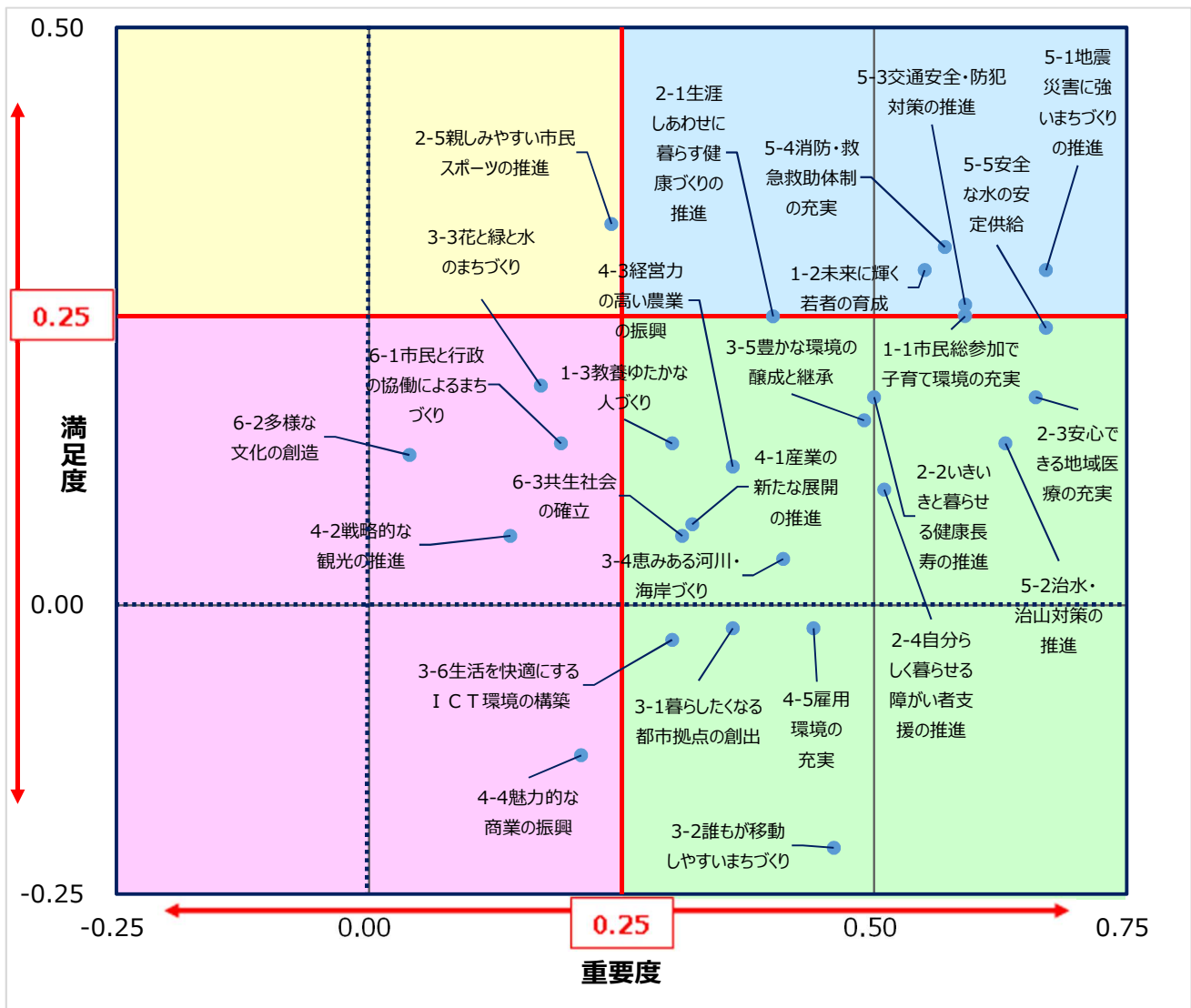
（検討課題）

○重要度：0.25 未満
○満足度：0.25 未満
重要度及び満足度のいずれも低く、必要性の検証や取組内容の見直しを検討が必要です。

（重点課題）

○重要度：0.25 以上
○満足度：0.25 未満
重要度は高いが、満足度は低いことから、事業内容の改善等が必要です。

2 令和2年市民意識調査結果（満足度・重要度）



○平成28年度（計画スタート時）と比較して、27取組中26取組は満足度・重要度の両方で数値が上昇、全体的に高い結果となった（本年度調査結果のうち22取組は満足度・重要度の両方で絶対値（0.00）超え）

○本市が長年にわたり力を入れて取り組んできた健康づくりや防災・減災等をはじめ、現在の重点取組項目である教育など、その必要性や価値、事業の内容等が市民と共有できている取組は重要度・満足度が共に高い

○一方、雇用や都市・まちづくり、公共交通等は、社会意識・ニーズの上昇から重要度は高いものの、満足度は低いため、事業内容の見直しに加え、市民に対する情報発信の方法等について精査を行うことが急務

○また、社会の構造や価値観等の大きな変化に伴い、その必要性や普遍的重要性が高まっている市民協働や文化・芸術は、満足度・重要度が共に低調であることから、事業内容の質を積極的に高めていく必要があるほか、その必要性や考え方についても、広く周知をしていくことが不可欠

第1編 基本構想

第1章 基本構想策定の目的

平成17年（2005年）の旧袋井市と旧浅羽町との合併から10年が経過しました。この間、本市では、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」をまちの将来像に掲げ、「自らのまちは自らが創る」という自覚と行動力を持って人づくりと産業づくりなどを進め、地域の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。

一方、我が国の状況を見ると、人口減少、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様な社会環境は大きく変化しており、まちの活力を維持していくためには、生活の基盤を支える産業の活性化をはじめ、充実した市民サービスの提供など、まちの魅力を向上させる取組が重要になってきています。また、地方分権が進む中、地方自治法の改正により基本構想の策定義務が撤廃され、市の判断でこれまでの総合計画の枠組みにとらわれない柔軟な発想に基づく計画を策定することができるようになりました。

今後、本市が持続的に発展していくためには、長期的な視野で社会の動向を見据えながら、安全・安心を実感できるまちはもとより、誰もが快適で質の高い生活を実現できる魅力的な都市へと歩みを進めることが必要であり、こうしたまちづくりを推進するに当たり、市民と行政とがともに共有できる「まちの将来像」を描き、それを実現するための「まちづくりの目標」を示す必要があります。

そこで、時代の変化や価値観の多様化に適応しながら、市民と行政がともにまちづくりを推進する指針として、**令和7年度（2025年度）**を目標年次とする基本構想を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

第2章 まちの将来像

本市は、遠州灘をはじめ太田川や原野谷川、小笠山などの豊かな自然資源、遠州三山や東海道袋井宿などの歴史・文化的資源に恵まれるとともに、先人によって培われてきた美しい水田や茶園などの農村環境や、地域に活力をもたらす多種多様な企業の立地により住み良い田園都市へと発展してきました。

現在、我が国の状況を見ると、人口減少、少子高齢化の進展などに伴い社会環境が大きな転換期を迎えています。その中で、人々の考え方は物の豊かさから心の豊かさ、量から質の充実へと変わりつつあり、また、国の政策も大都市への一極集中から、地方で暮らすことの魅力を高め、質の高い生活を実現させていく方向にあります。

このような背景の下、本市は、これまで長年にわたり積み重ねられた地域固有の資源を継承し発展させるとともに、市民一人ひとりが持つ可能性を発揮する中で、これまで以上に人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合う豊かな社会を目指して、未来を拓く人づくりを進めていく必要があります。さらには、市民の暮らしを支える力強い生活基盤を構築するため、地域に根ざした産業づくりを推進し、より自立性の高い都市への実現を目指していくことが必要です。

そのため、私たち袋井市民は、心身ともに健康で豊かに暮らすための「心と体の健康」、良好な住環境の形成や産業を活性化するための「都市と自然の健康」、市民や地域の力を未来の発展につなげる「地域と社会の健康」の3つの健康の柱を充実させることで、常に時代の一步先を行く“日本一健康文化都市”の実現のため、第2次袋井市総合計画におけるまちの将来像を次のとおり掲げます。

活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市

第3章 まちづくりの基本目標

まちの将来像「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

(心と体の健康)

子どもがすこやかに育ち みんなが健康で幸せに暮らすまち

誰もが健康で幸せに暮らし続けられるように、保健・医療、福祉を充実するとともに、スポーツや生涯学習、社会貢献活動などを通じて生きがいと心の充足を図り、健康寿命を延ばす取組を推進します。

また、子どもたちの育ちを支える取組として、安心して産み育てられる環境を充実するとともに、未来をたくましく生きる力を育む教育を推進し、「子育てするなら袋井市」と言われるまちを目指します。

(都市と自然の健康)

活力にあふれ 潤いと安全・安心を実感できるまち

まちが活力にあふれ持続的に発展し続けられるように、私たちの生活基盤であり、まちの活力の源でもある産業を育成し、革新と創造へのチャレンジを促進します。

また、誰もが安心して快適に暮らし続けるために、防災・防犯対策を充実するとともに、良質な住環境の創出や、多様な自然環境を次世代へ継承する取組を推進し、「定住するなら袋井市」と言われるまちを目指します。

(地域と社会の健康)

つながりと交流を大切にし 豊かな市民力で未来を拓くまち

誰もが誇りと愛着を持って暮らし続けられるように、人と人との絆を大切にし、お互いの個性と創造性を認め合い、助け合う真の豊かさが感じられる“ふくろい”を築いていきます。

また、本市固有の歴史や文化を創造し継承する取組を推進し、地域資源を磨き高めるとともに、国内外との交流を深めることで、未来へ力強く踏み出し、「市民力なら袋井市」と言われるまちを目指します。

第2編 基本計画

第1章 計画の主要指標

第1節 将来人口推計

我が国の総人口は、平成20年（2008年）の約1億2,800万人をピークとして減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続き、令和42年には約9,300万人になると見込まれています。

本市の人口は、自然増減（出生と死亡の差）はプラスの状態が続いていたこと、社会増減（転入と転出の差）はリーマン・ショックの影響でマイナスに転じたものの、景気の回復に合わせて再度転入が転出を上回っていることなどから、緩やかな増加が続いており、令和2年4月1日現在の人口は88,316人と、現在の袋井市となった平成17年から比較して約4,700人増えています。この結果、現時点において、人口ビジョンで定める目標人口推計を1,200人超上回る状況となっています。

しかしながら、今後は、子どもを出産する年代（20～40歳を中心とした年代）の減少等に伴う少子化や、団塊世代（昭和22～24年に生まれた人）の年齢上昇に伴う高齢化の進行等により、令和元年にはじめて自然増減がマイナスとなるなど、**間もなく**本市においても人口減少に転じることが見込まれています。

また、今後、本市の平成30年の合計特殊出生率[※]は1.70と、全国平均の1.42や静岡県平均の1.50よりも高い状況にありますが、人口を維持するための人口置換水準2.07よりも低い状況であり、子どもの出生数や合計特殊出生率が現状のまま推移した場合や子育て世代（30～49歳）の転出超過（転出が転入を上回る状態）が解消されない場合、10年後の令和7年（第2次総合計画目標年次）には、人口が87,600人、45年後の令和42年には72,000人となり、現在から約16,300人、約2割減の見込みです。

人口減少や少子高齢化は、労働力人口の減少による産業の衰退、購買者の減少による消費市場や経済規模の縮小、医療費等の社会保障費用増大**等**につながり、まち全体の活力の低下を招くとともに、これらの要因が複雑に連鎖することで、人口減少がさらに加速するといった負の循環へと陥り、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあります。

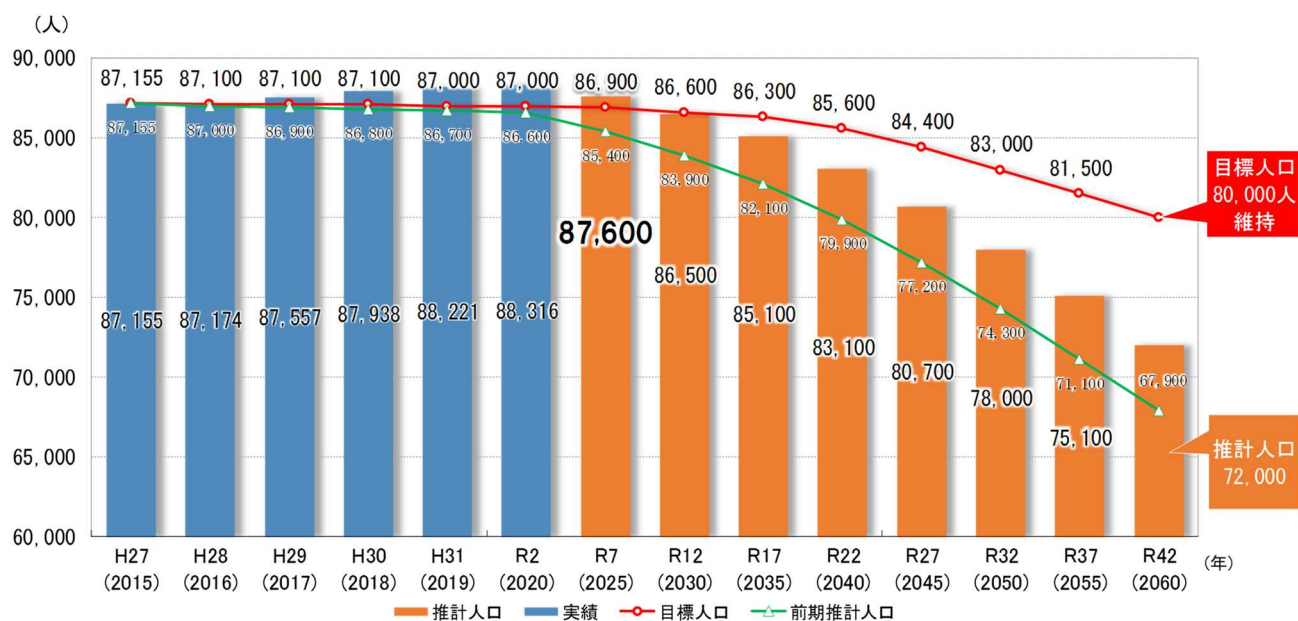
そのため、将来も活力あるまちであり続けることができるよう、市民、企業、**各種団体及び行政等**が一丸となり、この人口減少に対する強い危機感を共有するとともに知恵と力を結集して、平成27年に袋井市人口ビジョンで設定した目標人口（令和42年80,000人維持）の実現を目指し、人口減少を抑制していくための「抑制戦略」、人口が減少する社会においても市民が快適に暮らし続けられるための「適応戦略」を両輪として取り組んでいくことが必要です。

特に、人口減少に強い影響を持つ少子化の要因は、非婚化・晩婚化（晩産化）に伴う合

計特殊出生率の低下（平成25年1.71⇒平成30年1.67）及び出生適齢期の女性数減少（平成22年11,798人⇒令和元年9,899人）であります。この中でも出生率は雇用環境等の「経済的要因」や子育て環境等の「社会的要因」など、複合的な影響を受けるため、「第2次袋井市総合計画」では、長期的な視点に立ち、市民が相互に支え合う仕組みづくり（互助・共助）をはじめ、安定的な雇用確保など経済的な対策についても関係各課との連携・協力の下、分野横断的に取り組んでいきます。

令和42年（2060年）の推計人口 72,000人 （令和2年時点における推計）

令和42年の目標人口 80,000人維持

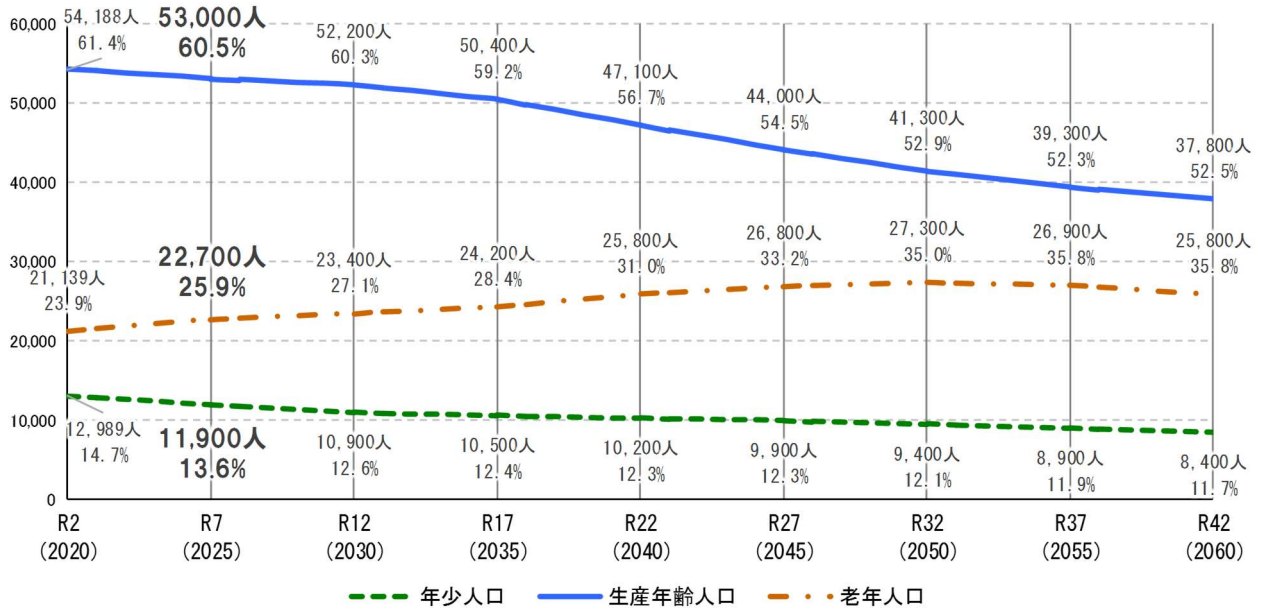


(推計人口算出方法)

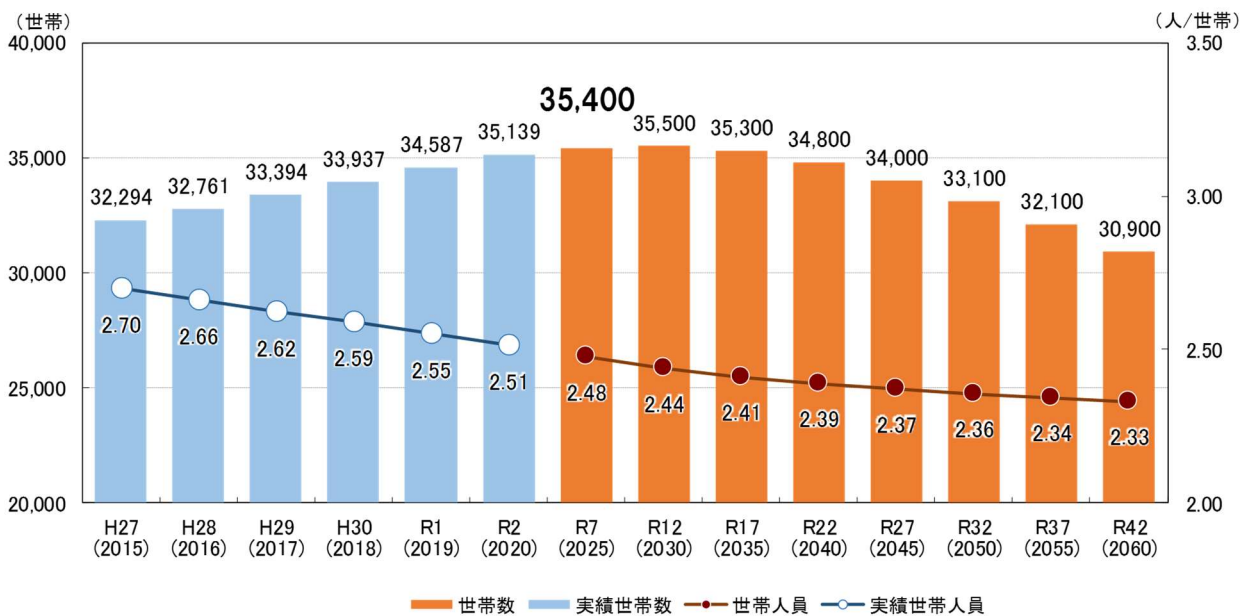
推計方法	住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法により算出
合計特殊出生率	令和2年現在の合計特殊出生率を1.70（平成26～30年の平均値）、将来も一定（変化無し）と仮定
移動率	平成27年から令和2年の移動率で将来も一定と仮定（日本人のみの移動に限って算出）

※合計特殊出生率…1人の女性が生涯に生む子どもの人数のこと

推計人口の3区分別人口については、今後も年少人口及び生産年齢人口の割合は減少していく一方、老年人口の割合は増加が続き、令和7年には、年少人口が11,900人（13.6%）、生産年齢人口が53,000人（60.5%）、老年人口が22,700人（25.9%）となる見通しです。



推計人口の世帯数及び世帯当たり人員については、今後も世帯の小規模化が進み、令和7年の世帯数は35,400世帯、2.48人/世帯となる見通しです。



(世帯数見通し算出方法)

推計方法

住民基本台帳の平成27～令和2年の世帯当たり人員の実績値をもとに、将来世帯人員を推計、推計人口を将来世帯人員で割ることで将来世帯数を算出

第2節 土地利用・将来都市構造

1 土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、農の風景を保全し、自然環境と調和のとれた景観形成を図ります。

本市でも、**今後は**人口減少と少子高齢化の**進展**が見込まれています。そうした中でも、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせるまちへと転換していくために、地域の特性に応じた様々な魅力と機能を集約した「拠点」を形成し、これらを効果的に結び合わせるまちづくりを進め、“将来を見据えた中長期的な視点に立ち、市民一人ひとりが暮らしやすい持続可能な土地利用の誘導”を目指し、次の6つを基本方針として市域全体の土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

方針1：市民が安全で安心して暮らし続けることができる土地利用

方針2：魅力ある地域資源を活かし、市民が愛着と誇りを持てる土地利用

方針3：生活機能が集積した誰もが住みやすい土地利用

方針4：新たな交通体系を活かした広域的視点からの土地利用

方針5：調和のとれた産業の発展を支え、まちの活力を創出する土地利用

方針6：市民力を活かした秩序ある土地利用

※以上、国土利用計画第2次袋井市計画（平成27年9月策定）から抜すい

2 本市の目指す将来都市構造

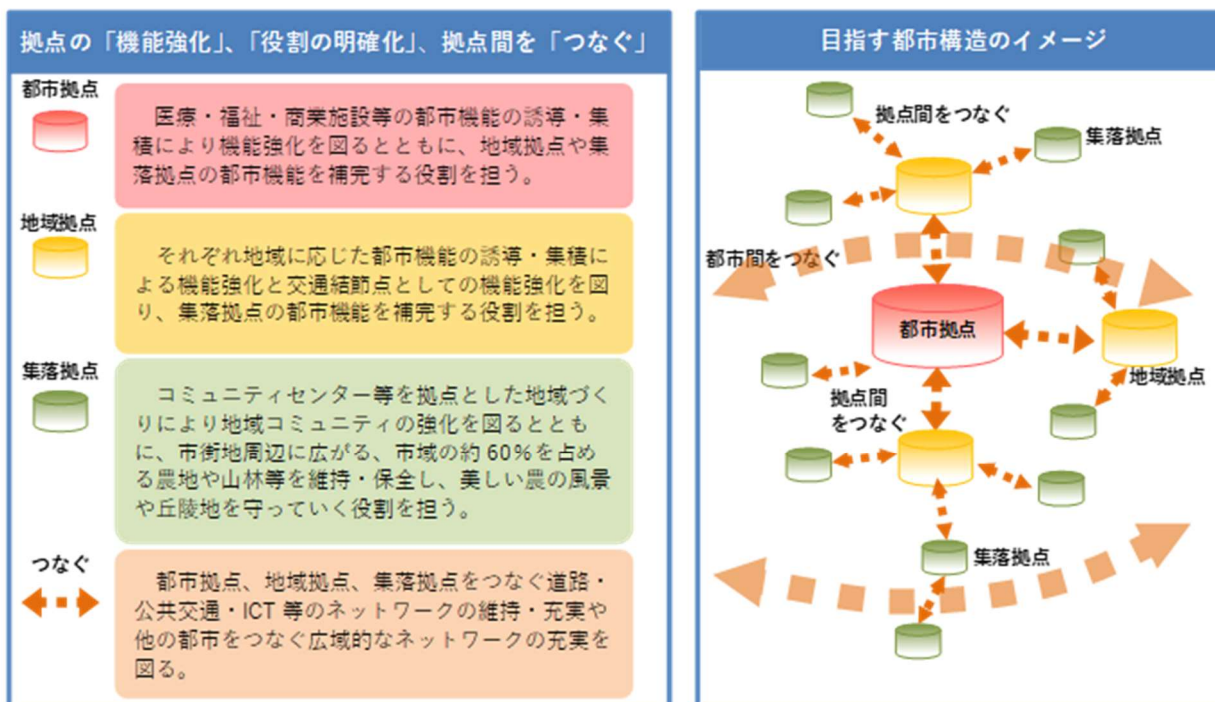
今後は、人口減少や少子高齢化が進展していくことを踏まえ、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで整備されてきた都市基盤施設等を活かした、活力あふれる拠点形成、効率良い土地利用、利便性の高い交通基盤が必要です。

このため、市域のバランスを考慮した土地利用の規制誘導や、拠点間を効果的に連絡する交通施設を基本とし、誰もが快適に暮らしていける持続可能なコンパクトな都市構造への転換が求められています。

本市においては、都市拠点、地域拠点、集落拠点のさらなる“機能強化”と“役割を明確化”するとともに、それぞれの拠点を“つなぐ”ネットワークの維持・充実を図ることで3層構造からなる拠点間の連携を強化し、市が一体となったコンパクトな都市構造を目指します。

■目指す都市構造

都市拠点・地域拠点・集落拠点をネットワークでつなぐ
ふくろい版多極ネットワーク都市構造



【都市構造】

都市構造を構成する「拠点」・「軸」・「ゾーン」の位置づけや、基本的な方針、さらに役割については以下のとおりとします。

拠 点



都市拠点

JR 袋井駅周辺及び袋井市役所周辺

公共公益機能をはじめ、医療・福祉・商業施設等の都市機能の誘導・集積を図るとともに、これらと調和のとれた魅力とにぎわいのある住環境の創出を図り、居住の維持・誘導を目指します。また、鉄道・バス路線等による交通利便性を活かし、交通結節点としての機能強化を図るとともに、購買客や観光交流客等が集散し回遊する市の顔となる中心核を目指します。

なお、都市拠点は、地域拠点と集落拠点の機能を補完する役割を担います。



地域拠点

上山梨地区周辺、JR 愛野駅周辺、浅羽支所周辺

既存の都市機能を維持しながら、地域に応じた都市機能を誘導・集積することで、生活利便性を高めるとともに、地域活動の中心となる拠点の形成を目指します。また、交通結節点としての機能強化を図るとともに、拠点としての特性を活かした個性的で魅力ある住環境を創出することで、居住の維持・誘導を目指します。

なお、地域拠点は、集落拠点の機能を補完する役割を担います。



集落拠点

コミュニティセンター等の公共施設を中心としたエリア

コミュニティセンター等の公共施設を中心としたエリアを集落拠点として位置づけ、都市拠点や地域拠点との連携を図りながら、コミュニティセンターを活動拠点とした高齢者の支援や健康づくり、にぎわいや交流等の地域づくりに取組めます。また、地域のつながりやコミュニティの強化を図りつつ、既存の住環境を維持するとともに、良好な集落地の形成を目指します。

市街地周辺に広がる、市域の約 60%を占める農地や山林等を維持・保全し、美しい農の風景や丘陵地を守っていく役割を担います。



交流拠点

遠州三山（法多山、可睡斎、油山寺）、旧東海道松並木、袋井宿、小笠山総合運動公園
エコパ、メロープラザ、月見の里学遊館 等

市内外の多様な人々の交流を促すため、遠州三山等の歴史的資源や小笠山総合運動公園エコパ等の文化・レクリエーション施設等、魅力ある観光資源を交流拠点として位置づけ、これらを活用することで観光振興等の中心として、にぎわいのある拠点の形成を目指します。

軸

都市軸

県道袋井春野線、県道袋井大須賀線、JR 東海道本線

中心核となる都市拠点を中心に、連続したにぎわいと活気ある市街地空間を維持・向上させるため、都市拠点と3つの地域拠点を効果的に結ぶ南北と東西の道路を都市軸として位置づけます。

広域連携軸

新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道150号、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線

周辺市町や大都市圏との広域的な連携を図るため、高速道路や広域幹線道路、鉄道を広域連携軸として位置づけます。

近隣連携軸

(都) 森町袋井インター通り線、県道袋井大須賀線、県道磐田掛川線

隣接する市町との連携・交流を促すため、広域連携軸や拠点間を結ぶ主要幹線道路を近隣連携軸として位置づけます。

景観軸

宇刈丘陵地、小笠山丘陵地、磐田原台地、浅羽海岸、(一) 太田川、(二) 原野谷川、浅羽海岸

浅羽海岸、(一) 太田川、(二) 原野谷川等の河川、小笠山丘陵地等からなる緑の稜線は、かけがえのない景観資源であり、都市の背景となるため景観軸として位置づけます。これらの美しい自然環境と景観資源を保全するとともに、自然と市民生活とが密接にかかわれるよう、市民、観光客のレクリエーション活動の場として活用を図ります。

ゾーン

市街地形成ゾーン

都市拠点と地域拠点を中心に安全で快適な都市基盤施設の整備と景観形成に配慮したうるおいのある都市空間の形成を図るとともに、子どもから高齢者まで誰もが住みやすい居住エリアの形成を図る地域を、市街地形成ゾーンとして位置づけています。また、商業・工業・業務機能を維持・誘導することで活力あふれる地域を目指します。

地域資源活用ゾーン

近隣連携軸に近接した地域を中心に立地特性を活かして新たな産業の創出を目指す地域と、周辺の集落地や景観と調和しながら、地域特有の資源を活かし交流を創出する地域を地域資源活用ゾーンとして位置づけています。

地域交流ゾーン

観光・レクリエーション等の情報発信を図ることで、多くの人々が訪れ、にぎわいを創出する地域を地域交流ゾーンとして位置づけています。また、交流拠点を中心に、旧東海道、袋井宿、遠州三山等や、小笠山総合運動公園エコパ等の歴史・文化施設や、豊かな田園風景、小笠山、浅羽海岸等の地域資源が調和した都市空間を形成するとともに、本市固有の歴史資源を積極的に保全・活用し、交流機能の強化を図ることで活力創出の場を目指します。

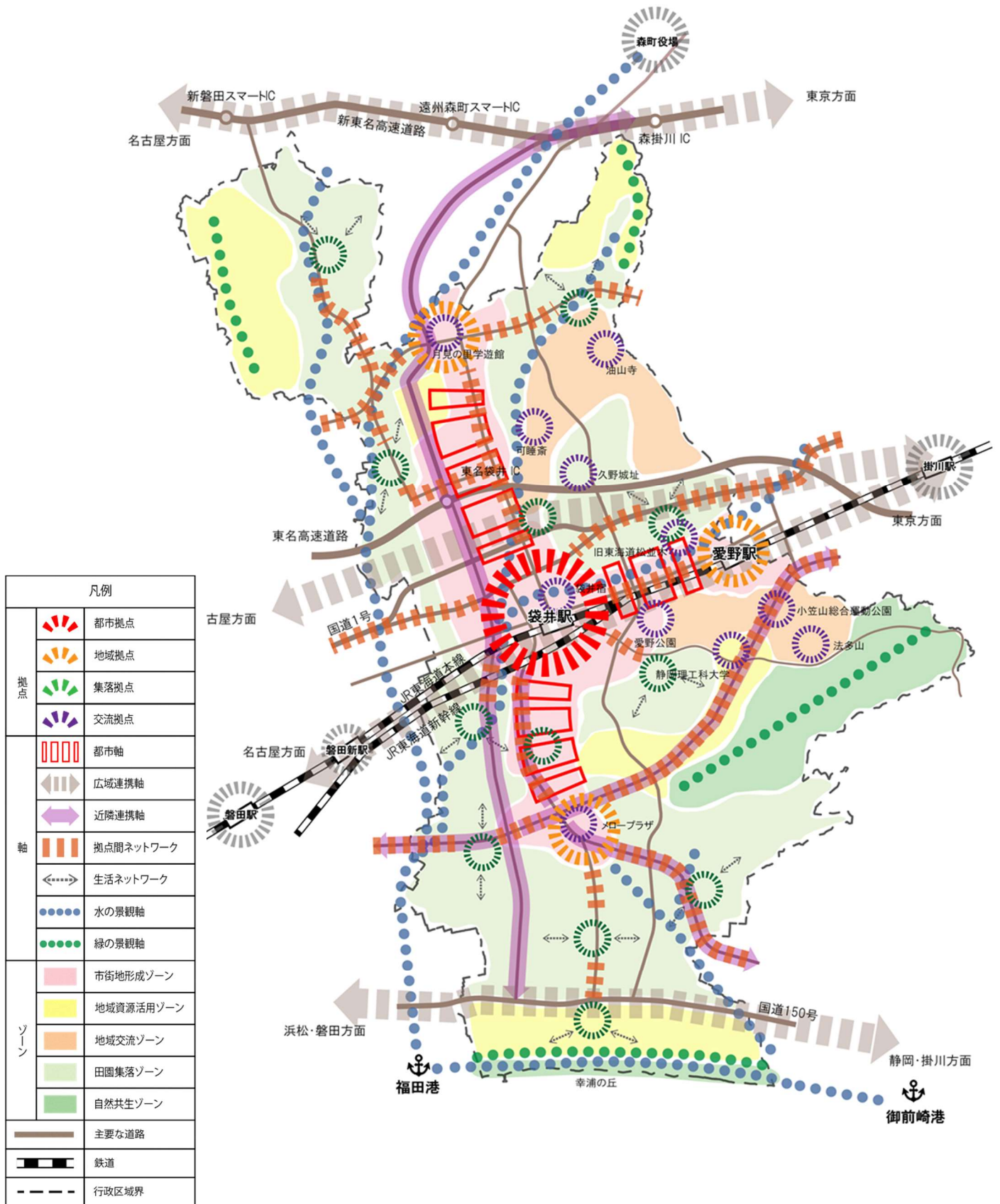
田園集落ゾーン

市街地周辺の集落地と、その周辺に広がる、生産基盤が整備され、保水や水源かん養等の公益的な機能を有する優れた農地を田園集落ゾーンとして位置づけています。また、これらの農地は貴重な生産・環境資源として、適切な保全を図るとともに、魅力的な農の風景の中で健康的でゆとりある生活を営む集落地の形成を目指します。

自然共生ゾーン

人々のゆとり・やすらぎの創出を目指す地域を自然共生ゾーンとして位置づけています。また、本市独自の景観を形成する小笠山丘陵地、浅羽海岸の保全を図るとともに、自然環境と調和した都市空間の形成を目指します。

将来都市構想図



※以上、袋井市都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）から抜粋

第3節 財政計画

1 財政運営の基本的な考え方

本市は、平成28年度からこれまで、第2次総合計画 前期基本計画に基づき、まちの将来像「活力と創造で未来を先取る 日本一健康文化都市」の実現に向けて、健全な財政運営に配慮しつつ着実にまちづくりを進めてきました。

この間、市民生活の向上が図られた一方で、財政的には、少子高齢化に伴う扶助費の増加や、充実した市民サービスを維持するための物件費の高止まり等により、硬直化が進み、なお予断を許さない状況となっています。

また、今後は、人口減少や公共施設の老朽化への対応といった大きな課題や、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減収も見込まれ、本市の財政運営は、ますます厳しい局面を迎えることとなります。

このような中、財政の健全性を維持しながら、この第2次総合計画 後期基本計画に掲げた諸施策を着実に推進していくためには、行政コストのスリム化とともに、これまでも増して選択と集中による経営資源の有効活用にも努めていく必要があります。

この財政計画は、厳しい状況下においても確かな市政運営が図られるよう、行政改革の取組等も踏まえて、①経常経費の抑制と財源効率の向上による柔軟性の確保、②受益者負担の適正化と自主財源の確保、③公共施設マネジメント※の確実な推進に向けた投資的経費の適正配分、④将来的な課題に対応するための蓄えの確保の4項目を後期基本計画期間における財政運営の指針とした上で作成したものです。

※公共施設マネジメント…地方公共団体が所管する公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組みのこと

2 財政計画の推計条件

区分		推計方法	
歳入	地方税	市民税	◇令和2年度の決算見込額をベースに、新型コロナウイルス感染症による影響について、平成20年9月のリーマンショック後の税収の実績を参考として推計。
		固定資産税	◇家屋：評価替え年度（R3）は6%の減、その他の年度は新增築により毎年度2.5%程度の増を見込む。 ◇償却資産：令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う設備投資の減少等を見込み、令和4年度以降は、リーマンショック後の税収の実績を参考として推計。
	地方譲与税	◇令和2年度見込額（普通交付税算入額）と同額で推移するものと推計。	
	交付金	◇地方消費税交付金：令和2年度見込額（普通交付税算入額）をベースに内閣府試算による名目経済成長率の見通しを参考として推計。 ◇その他の交付金：令和2年度見込額（普通交付税算入額）と同額で推移するものと見込む。	
	普通交付税	◇収入：令和2年度決定額をベースに、市税・交付金等の増減を反映。 ◇需要：個別算定経費は扶助費・社会保障関連繰出金の伸びを反映、包括算定経費は令和2年度決定額と同額、公債費は臨時財政対策債等の借入（見込み）を反映。	
	分担金及び負担金	◇令和2年度見込額と同程度で推移するものとして推計。	
	使用料及び手数料	◇令和2年度見込額を基本として、令和4年度以降は使用料及び手数料等の見直しの影響を見込む。	
	国庫・県支出金	◇普通建設事業費に係る支出金については、実施計画等に基づき推計。 ◇扶助費、社会保障関係繰出金（国保等）に係る支出金については、歳出見込みに基づき推計。	
	繰入金	◇財政調整基金、減債基金及び公共施設等適正管理基金等の活用を見込み推計。	
	地方債	◇建設事業債：実施計画に基づき推計。 ◇臨時財政対策債：普通交付税の推計と連動し推計。	
その他	◇財産収入、寄附金、繰越金、諸収入について、令和2年度見込額を基本として推計。		
歳出	人件費	◇「定員管理計画（R3～R7）【現在作成中】」に基づき推計。	
	扶助費	◇対象事業ごとに対象年齢の増減、対象者数の増減等を見込み推計。	
	公債費	◇新発債については、償還期間を事業により15年～20年、借入利率を1.0%として推計。	
	物件費	◇令和2年度見込み額を基本とし、施設の新設等の特殊要因を勘案して推計。	
	維持補修費	◇令和2年度見込み額を基本として推計。	
	補助費等	◇一部事務組合への負担金、企業会計への補助金については、対象組合・会計の事業計画を勘案して推計。 ◇その他については、令和2年度見込額を基本として、特殊要因を勘案して推計。	
	繰出金	◇対象特別会計の事業計画を勘案して推計。	
	普通建設事業費	◇実施計画に基づき推計。	
	その他	◇令和2年度見込額を基本として推計。	

3 財政計画（令和3年度～令和7年度）

（1）歳入

（単位：百万円）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	平均伸び率
地方税	13,812	13,952	14,198	14,088	14,226	0.74%
地方譲与税	397	401	401	401	406	0.56%
交付金	2,741	2,793	2,840	2,880	2,916	1.56%
地方交付税	2,270	2,430	2,210	2,330	2,150	▲ 1.35%
普通	1,770	1,930	1,710	1,830	1,650	▲ 1.74%
特別	500	500	500	500	500	0%
分担金・負担金	226	226	226	226	226	0%
使用料・手数料	215	355	355	355	355	13.36%
国庫支出金	6,004	5,295	5,187	5,274	5,265	▲ 3.23%
県支出金	2,632	2,558	2,701	2,635	2,616	▲ 0.15%
繰入金	353	836	300	339	308	▲ 3.35%
地方債	4,030	4,950	3,280	3,500	3,660	▲ 2.38%
臨時財政対策債	1,630	1,650	1,560	1,600	1,550	▲ 1.25%
その他	2,320	2,404	2,402	2,372	2,372	0.56%
歳入合計	35,000	36,200	34,100	34,400	34,500	▲ 0.36%

（2）歳出

（単位：百万円）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	平均伸び率
人件費	5,051	5,055	5,044	5,028	5,016	▲ 0.17%
扶助費	7,275	7,538	7,589	7,637	7,691	1.40%
公債費	2,983	3,025	3,167	3,164	3,016	0.28%
義務的経費計	15,309	15,618	15,800	15,829	15,723	0.67%
物件費	5,716	5,685	5,736	5,655	5,708	▲ 0.04%
維持補修費	340	340	340	340	340	0%
補助費等	6,046	5,997	6,092	5,994	6,020	▲ 0.11%
繰出金	1,896	1,893	1,948	1,994	2,060	2.10%
投資的経費	5,374	6,361	3,892	4,337	4,409	▲ 4.83%
その他	319	306	292	251	240	▲ 6.87%
歳出合計	35,000	36,200	34,100	34,400	34,500	▲ 0.36%

（3）財政指標等

（単位：百万円・%）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地方債残高	31,667	33,855	34,297	35,115	36,032
うち臨時財政対策債	12,489	13,203	13,670	14,209	14,623
財政調整基金・減債残高	2,809	2,673	2,558	2,363	2,309
実質公債費比率	5.2	5.3	5.3	5.4	5.5
将来負担比率	61.4	70.9	64.6	61.9	57.5
経常収支比率	91.8	91.0	92.2	91.4	91.6

第2章 行政経営方針

まちの将来像	まちづくりの基本目標	政策・取組	
活力と 未来創造 を以て 先取 健康文化都市	<p style="text-align: center;">子どもがすこやかに育ち みんなが健康で 幸せに暮らすまち</p> <p style="text-align: center;">「子育てするなら袋井市」</p>	<p>政策1 子どもがすこやかに育つまちを目指します</p> <hr/> <p>取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 みんなで支え合う子育て環境の充実 2 未来に輝く若者の育成 	
	<p style="text-align: center;">活力にあふれ 潤いと安全・安心を 実感できるまち</p> <p style="text-align: center;">「定住するなら袋井市」</p>	<p>政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します</p> <hr/> <p>取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進 3 安心できる地域医療の充実 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進 5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進 	
	<p style="text-align: center;">つながりと交流を大切にし 豊かな市民力で 未来を拓くまち</p> <p style="text-align: center;">「市民力なら袋井市」</p>	<p>政策3 快適で魅力あるまちを目指します</p> <hr/> <p>取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしたくなる都市拠点の創出 2 誰もが移動しやすいまちづくり 3 花と緑と水のまちづくり 4 恵みある河川・海岸づくり 5 豊かな環境の醸成と継承 	
			<p>政策4 活力みなぎる産業のまちを目指します</p> <hr/> <p>取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業の新たな展開の推進 2 戦略的な観光の推進 3 経営力の高い農業の振興 4 魅力的な商業の振興
			<p>政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します</p> <hr/> <p>取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 万全な危機管理体制の構築 2 風水害に強いまちづくりの推進 3 交通安全・防犯対策の推進 4 消防・救急救助体制の充実 5 安全な水の安定供給
			<p>政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します</p> <hr/> <p>取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民と行政の協働によるまちづくり 2 教養ゆたかな人づくり 3 共生社会の確立

基本構想（計画期間10年）

後期基本計画

行政経営方針（第2次行政改革大綱の3つの基本方針）

前期基本計画における、政策・取組を横断的につなぎ、それぞれの具体的な事業をより効果的に推進するため、第2次袋井市行政改革大綱の3つの基本方針を行政経営方針として位置付けます。

市民とともに高め合う 行政経営

市民、自治会、市民活動団体、NPO、企業、大学などの多様な主体と行政が良きパートナーとなって、それぞれの役割と責任を担い合うことにより、市民満足度の高い行政経営を目指します。

また、行政データのオープン化などにより、市が保有している様々な情報を利用しやすい形で提供するなど、透明性・公平性が確保された適正な情報公開を推進します。

自主性・自立性の高い 行政経営

明確なビジョン（目標）、戦略（行動計画）、ミッション（使命・実践）を掲げ、人・物・財源・情報といった経営資源を有効活用することにより、自主性・自立性の高い行財政基盤を確立します。

また、マーケティング力や統計指標などの分析力を強化し、戦略的な事業展開を図ります。

コストと成果を重視した 行政経営

職員一人ひとりの能力向上と柔軟で機動的な組織体制の構築を図るとともに、コストと成果を重視することにより、行政サービスの最適化を図ります。

また、ICTを積極的に活用することにより、行政手続きの電子化や行政情報の公開など、市民ニーズに的確に対応し、効率的で迅速な自治体運営を目指します。

（計画期間5年）